

令和2年第3回

中津川市議会（定例会）議案

令和2年6月4日

令和2年第3回中津川市議会（定例会）議案目次

報第 4 号	繰越明許費繰越計算書の報告について・・・・・・・・・・ 3
報第 5 号	繰越計算書の報告について・・・・・・・・・・ 9
議第 4 7 号	中津川市市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定 について・・・・・・・・・・ 1 1
議第 4 8 号	中津川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める 条例の一部改正について・・・・・・・・・・ 1 3
議第 4 9 号	中津川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関 する基準を定める条例の一部改正について・・・・・・・・ 1 5
議第 5 0 号	中津川市農業委員会委員の少なくとも4分の1を認定農業者等又 はこれらに準ずる者とするにつき同意を求めることについて・・ 1 7
議第 5 1 号	工事の委託に関する協定の締結について・・・・・・・・ 1 8

報第4号

繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、繰越明許費繰越計算書を次のとおり報告する。

令和2年6月4日提出

中津川市長 青山節児

令和元年度中津川市繰越明許費繰越計算書(一般会計)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	
03 民生費	01 社会福祉費	高齢者福祉施設等運営事業	20,706,000	20,706,000	0	0	0	0	20,706,000
03 民生費	02 児童福祉費	公立保育所事業	7,500,000	7,285,000	0	6,917,000	0	0	368,000
03 民生費	02 児童福祉費	法人保育所事業	5,000,000	2,521,000	0	2,276,000	0	0	245,000
03 民生費	02 児童福祉費	保育所施設営繕事業	37,638,000	37,638,000	0	0	0	37,638,000	0
06 農林費	02 農地費	土地改良整備事業	15,700,000	15,700,000	0	5,200,000	0	2,100,000	8,400,000
06 農林費	03 林業費	林道整備事業	5,000,000	5,000,000	0	2,500,000	0	0	2,500,000
07 商工費	01 商工費	商業振興事業	57,861,000	6,729,000	0	6,729,000	0	0	0
08 土木費	02 道路橋りょう費	道路維持補修事業	46,000,000	31,893,000	0	1,985,000	1,400,000	0	28,508,000
08 土木費	02 道路橋りょう費	道路新設改良事業	169,600,000	147,713,000	0	39,677,000	78,300,000	0	29,736,000
08 土木費	02 道路橋りょう費	青木斧戸線道路整備事業	306,900,000	306,900,000	0	147,223,000	122,800,000	0	36,877,000
08 土木費	02 道路橋りょう費	神坂PAスマートインターチェンジ 設置事業	237,060,000	233,791,000	0	102,000,000	113,600,000	0	18,191,000
08 土木費	02 道路橋りょう費	リニア中央新幹線関連道路整備 事業	798,100,000	688,000,000	0	361,018,000	252,000,000	0	74,982,000
08 土木費	02 道路橋りょう費	橋りょう新設改良事業	248,000,000	152,422,000	0	60,336,000	79,900,000	0	12,186,000

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	
08 土木費	02 道路橋りょう費	交通安全施設設置事業	28,000,000	20,970,000	0	3,850,000	4,800,000	0	12,320,000
08 土木費	03 河川費	河川改修事業	52,225,000	42,530,000	0	0	4,900,000	0	37,630,000
08 土木費	04 都市計画費	公園等維持管理事業	10,000,000	10,000,000	0	0	0	0	10,000,000
08 土木費	04 都市計画費	リニア駅周辺土地地区画整理事業	134,000,000	134,000,000	0	80,080,000	32,600,000	0	21,320,000
09 消防費	01 消防費	消防施設建設事業	3,051,000	2,319,000	0	0	0	0	2,319,000
10 教育費	02 小学校費	小学校施設営繕事業	212,218,000	212,218,000	0	70,133,000	104,400,000	0	37,685,000
10 教育費	02 小学校費	小学校建設事業	37,317,000	37,317,000	0	0	35,400,000	0	1,917,000
10 教育費	03 中学校費	中学校施設営繕事業	161,563,000	161,402,000	0	47,940,000	78,000,000	0	35,462,000
10 教育費	04 高等学校費	阿木高校管理事務事業	10,753,000	10,753,000	0	3,091,000	5,100,000	0	2,562,000
10 教育費	06 社会教育費	公民館総務事業	28,633,000	28,152,000	0	0	0	0	28,152,000
10 教育費	06 社会教育費	芝居小屋管理事業	5,907,000	5,907,000	0	0	0	0	5,907,000
10 教育費	06 社会教育費	図書館総務事業	1,163,000	1,078,000	0	0	0	0	1,078,000
10 教育費	06 社会教育費	子ども科学館事業	1,375,000	1,287,000	0	0	0	0	1,287,000

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
			円	円	円	円	円	円	円
10 教育費	06 社会教育費	鉱物博物館事業	2,321,000	2,090,000	0	0	0	0	2,090,000
10 教育費	06 社会教育費	文化会館改修事業	144,260,000	144,260,000	0	0	138,100,000	0	6,160,000
10 教育費	07 保健体育費	B&G海洋センター運営事業	4,537,000	4,537,000	0	0	0	0	4,537,000
10 教育費	07 保健体育費	中津川公園管理運営事業	2,350,000	2,350,000	0	0	0	0	2,350,000
10 教育費	07 保健体育費	学校給食管理運営事業	2,860,000	2,860,000	0	0	0	0	2,860,000
11 災害復旧費	03 公共土木施設 災害復旧費	道路橋りょう災害復旧事業	52,000,000	37,860,000	0	0	0	0	37,860,000
計			2,849,598,000	2,518,188,000	0	940,955,000	1,051,300,000	39,738,000	486,195,000

令和元年度中津川市繰越明許費繰越計算書(農業集落排水事業会計)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
			円	円	円	円	円	円	円
01	農業集落排水 事業費	01 農業集落排水 事業費	21,473,000	21,473,000	0	9,388,000	12,000,000	0	85,000
計			21,473,000	21,473,000	0	9,388,000	12,000,000	0	85,000

令和元年度中津川市繰越明許費繰越計算書(特定環境保全公共下水道事業会計)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
			円	円	円	円	円	円	円
特定環境保全 01 公共下水道事業費	特定環境保全 01 公共下水道事業費	特環下水道整備事業	126,500,000	126,500,000	0	69,575,000	50,600,000	0	6,325,000
計			126,500,000	126,500,000	0	69,575,000	50,600,000	0	6,325,000

報第5号

繰越計算書の報告について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、繰越計算書を次のとおり報告する。

令和2年6月4日提出

中津川市長 青山節児

令和元年度中津川市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳					不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						企業債	工事負担金	工事受託金	繰越工事資金	過年度損益勘定留保資金			
01 資本的支出	01 建設改良費	上水道施設改良事業	円 584,227,000	円 0	円 584,227,000	円 146,600,000	円 29,761,000	円 0	円 30,655,000	円 377,211,000	円 0	円 0	道路工事等の繰越によるため
		リニア中央新幹線関連受託事業	28,169,000	0	28,169,000	0	0	28,169,000	0	0	0	0	JRとの協定締結に時間を要したため
計			612,396,000	0	612,396,000	146,600,000	29,761,000	28,169,000	30,655,000	377,211,000	0	0	

議第47号

中津川市市長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の制定について
中津川市市長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例を次のように制定するものとする。

令和2年6月4日提出

中津川市長 青山節児

提 案 説 明

地方自治法等の一部改正に伴い、市長等の損害賠償責任の一部を免責するため、この条例を定めようとする。

中津川市市長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第243条の2第1項の規定に基づき、市長若しくは委員会の委員若しくは委員又は職員（法第243条の2の2第3項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。）の市に対する損害を賠償する責任（以下「損害賠償責任」という。）の一部の免責について必要な事項を定めるものとする。

(最低責任負担額)

第2条 法第243条の2第1項に規定する条例で定める額（以下「最低責任負担額」という。）は、市から損害賠償責任の原因となった行為を行った日を含む会計年度において在職中に支給され、又は支給されるべき法第203条の2第1項又は第204条第1項若しくは第2項の規定による給与（扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当又は寒冷地手当が支給されている場合には、これらの手当を除く。）の1会計年度当たりの額に相当する額として地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第173条第1項第1号の規定に基づく総務省令で定める方法により算定される額に、次の各号に掲げる市長等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額とする。

(1) 市長 6

(2) 副市長、教育委員会の教育長若しくは委員、選挙管理委員会の委員又は監査委員
4

(3) 公平委員会の委員、農業委員会の委員、固定資産評価審査委員会の委員、消防長
又は地方公営企業の管理者 2

(4) 職員（前2号に掲げる職員を除く。） 1

(損害賠償責任の一部の免責)

第3条 市長等が市に対して負う損害賠償責任については、市長等がその職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、市長等が賠償の責任を負う額から、前条の最低責任負担額を控除して得た額についてその責任を免れる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第48号

中津川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

中津川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和2年6月4日提出

中津川市長 青山節児

提案説明

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、この条例を定めようとする。

中津川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

中津川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年中津川市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第6条第4項中「家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める」を「次のいずれかに該当する」に、「同号」を「第1項第3号」に改め、同項に次の2号を加える。

- (1) 市長が、法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。
- (2) 家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が、著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。

第6条第5項中「前項」の次に「(同項第2号に該当する場合に限る。)」を加える。

第23条第2項第2号中「第34条の20第1項第4号」を「第34条の20第1項第3号」に改める。

第37条第4号中「場合」の次に「又は保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第49号

中津川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める
条例の一部改正について

中津川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和2年6月4日提出

中津川市長 青山節児

提 案 説 明

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運
営に関する基準の一部改正に伴い、この条例を定めようとする。

中津川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

中津川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
(平成26年中津川市条例第30号)の一部を次のように改正する。

第42条第4項中「特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携
施設の確保が著しく困難であると認める」を「次のいずれかに該当する」に、「同号」を「第
1項第3号」に改め、同項に次の2号を加える。

- (1) 市長が、児童福祉法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、特定地
域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ど
もを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の
提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護
者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じて
いるとき。
- (2) 特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が
著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。

第42条第5項中「前項」の次に「(第2号に係る部分に限る。)」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第50号

中津川市農業委員会委員の少なくとも4分の1を認定農業者等又はこれらに準ずる者とするにつき同意を求めることについて

農業委員会等に関する法律施行規則（昭和26年農林省令第23号）第2条第2号の規定により、中津川市農業委員会委員の少なくとも4分の1を認定農業者等又はこれらに準ずる者としたいので、議会の同意を求める。

令和2年6月4日提出

中津川市長 青山節児

議第51号

工事の委託に関する協定の締結について

中津川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年中津川市条例第3号）第2条の規定により、次のとおり工事の委託に関する協定を締結したいので、議会の議決を求める。

令和2年6月4日提出

中津川市長 青山節児

- | | |
|----------|--|
| 1 協定の目的 | (仮称) 神坂スマートインターチェンジ事業 |
| 2 協定の方法 | 随意契約 |
| 3 協定金額 | 791,000,000円 |
| 4 協定の相手方 | 愛知県名古屋市中区錦2丁目18番19号
中日本高速道路株式会社
名古屋支社長 野口 英正 |